

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	寄岩地区 (寄岩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・寄岩地区は、平成4年度に基盤整備実施済みで、今後10年間で不作付地を除く地区内全ての田について、担い手への集積が完了する見込みである。
 ・地区内の高齢化率は54.2%と高く、高齢化と人口減少が進む中で、貴重な水源となっている十島地区からの約1kmの滝の沢水路の維持管理が課題である。
 ・イノシシ、クマ、カラス等の有害鳥獣被害が増えているため、その対策も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内の主要作物は水稻栽培で、地区外の担い手が経営を行っており、耕作条件の改善など地域と行政が一体となり、担い手への支援を行っていく。
 ・滝の沢水路は、集落で適正に管理し、担い手が耕作しやすい環境を整える。
 ・畑は担い手がないため、自己所有地を適正に管理するよう地区内で共通認識を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状、地区内で水稻栽培が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とし、畑地については自己保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
田の大部分は担い手への集積が完了してる。今後は農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則機構に貸付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向を確認し、必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新規就農者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ、クマ、カラス等の鳥獣による農作物の被害が増加していることから、猟友会等関係団体と連携し被害防止を進める。				